

警察署の事務の広域処理等に関する訓令

富山県警察本部訓令第9号

警察署の事務の広域処理等に関する訓令を次のように定める。

昭和47年4月27日

富山県警察本部長

警察署の事務の広域処理等に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、警察署の事務の適正かつ能率的な処理を図るため、警察署の事務の広域的な処理等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広域処理者 この訓令に基づき「富山県警察の組織等に関する条例(昭和29年条例第21号。以下「条例」という。)に定める警察署の管轄区域に関わらず、特定の警察署の管轄区域において、特定の事務の処理に責を負う警察署長をいう。
- (2) 地元署長 条例別表に基づき、対象事務の処理について、地域的な管轄権を有する警察署の長をいう。
- (3) 対象事務 広域処理者が責を負う特定の事務をいう。

(広域処理者等の指定)

第3条 広域処理者及び対象事務の指定は、別表に掲げるとおりとする。

(広域処理者と地元署長との関係)

第4条 広域処理者は、対象事務の処理について、警察本部長に対して最終の責を負うものとする。

- 2 地元署長は、前項に掲げるものを除くほか、管轄区域内における警察署の事務を処理するものとする。
- 3 広域処理者と地元署長は、対象事務の広域処理等に関し、必要な情報の連絡強化を図り、相互に協力して、対象事務の円滑かつ能率的な処理に努めなければならない。

(細則)

第5条 この訓令の施行について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 巡査の階級にある警察官を司法警察員に指定する訓令(昭和43年県警察本部訓令第1号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(昭和47年8月28日本部訓令第13号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年11月20日本部訓令第19号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年12月5日本部訓令第9号）

この訓令は、昭和49年12月17日から施行する。

附 則（昭和54年5月22日本部訓令第9号）

この訓令は、昭和54年5月30日から施行する。

附 則（昭和57年3月31日本部訓令第5号）

この訓令は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年10月1日本部訓令第8号）

この訓令は、昭和58年10月1日から施行する。

附 則（昭和59年5月1日本部訓令第6号）

この訓令は、昭和59年5月1日から施行する。

附 則（平成16年10月21日本部訓令第15号）

この訓令は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成17年3月25日本部訓令第8号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年10月4日本部訓令第21号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成17年10月7日から施行する。

附 則（平成17年10月26日本部訓令第24号）

この訓令は、平成17年11月1日から施行する。

附 則（平成18年5月1日本部訓令第12号）

この訓令は、平成18年5月1日から施行する。

附 則（令和2年8月28日本部訓令第17号）

この訓令は、令和2年11月24日から施行する。

別表

警察署の事務の広域処理等の指定表

区分	広域処理者	広域処理区域	対象事務	備考
1	上市警察署長	富山市(旧上新川郡大山町)のうち、野口五郎岳の頂上から、同市赤牛岳頂上を経て、同市間山頂上及び市町境ザラ峠を結ぶ線の東南部の区域	地域警察及び事件・事故の処理に関すること。	
2	富山中央警察署長	一般国道8号のうち、富山市金山新地内中島大橋西詰から富山市北代(富山市北代と富山市呉羽町との境界)までの間	交通事故・事件の処理に関すること。	
3	富山南警察署長	主要地方道富山・小杉線のうち、富山市布瀬町二丁目17番25号から富山市布瀬町二丁目15番31号までの間	同 上	
4	砺波警察署長	南砺市市道川除新本江線のうち、県道砺波福光線と交差する通称高儀駅前交差点及び同交差点東端から砺波市野村島6,061番地の3までの間	同 上	
5	砺波警察署長	県道砺波福光線のうち、南砺市市道川除新本江線と交差する通称高儀駅前交差点北端から砺波市野村島地内本江横江用水南端までの間	同 上	
6	砺波警察署長	県道富山戸出小矢部線のうち、砺波市高波と高岡市福岡町矢部の境界から砺波市江波地内矢部用水東端までの間	同 上	
7	砺波警察署長	一般国道156号のうち、砺波市庄川町示野73番地から南砺市山斐306番地までの間	同 上	
8	南砺警察署長	南砺市市道井波環状線のうち、南砺市山斐306番地(一般国道156号との交差点南端)から砺波市庄川町示野75番地1までの間	同 上	
9	小矢部警察署長	県道安養寺砺波線のうち、砺波市西中263番地から砺波市西中265番地までの間	同 上	